

# ママ・パパ安心労働協約の締結のお知らせ

## －女性が安心して働き続けられる職場環境を労使で協力してつくります－

2015年2月19日  
株式会社不二ビューティ  
代表取締役 高野友梨  
エステ・ユニオン  
共同代表 三浦かおり

拝啓

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「たかの友梨ビューティクリニック」を運営する株式会社不二ビューティ（以下、会社）とエステ・ユニオン（以下、組合）は、女性が安心して働き続けられる職場環境を実現するために「ママ・パパ安心労働協約」を締結したことをご報告いたします<sup>1</sup>。

別途お知らせしている通り、会社と組合の間の不当労働行為問題については、双方が納得する形で解決をしております。また、産休・育休の取得をめぐる訴訟に関しても、原告の組合員が納得する形で、会社との和解に至っております。

### ■女性が働きやすい労働環境を実現するための具体策

会社と組合は、個別の和解締結やコンプライアンスの遵守のみならず、より積極的に女性が働きやすい労働環境の実現を目指し、具体策として、妊娠・出産・育児を抱える女性が安心して働ける労働環境を実現するための労働協約である「ママ・パパ安心労働協約」を締結しました。

ママ・パパ安心労働協約は、産休・育休にかかわる法令の遵守はもちろん、育児と仕事の両立のハードルとなりがちな「3歳の壁」と「小1の壁」を撤廃することで、法令に定められた基準を大幅に上回る待遇を実現した点に特徴があります。これにより、小学校入学までは時短勤務を選べるようになり（「3歳の壁」の撤廃）、小学校在学中は残業なし勤務を自由に選べるようになりました（「小1の壁」の撤廃）。（→資料1をご参照下さい。）

会社と組合は、この労働協約の締結と履行を通じて、女性が安心して働き続けられる職場環境を協力して作ります。（→協約の詳細は、資料2をご参照下さい。）

### ■会社と組合は協力して、女性が活躍する職場をつくります

会社は、既に昨年末から、労務改善計画を策定し、労働関係法令を遵守するための職場改善を実行しています。さらに、会社と組合は、今回締結したママ・パパ安心労働協約によって、子育てと仕事の両立を強力に支援するなど、法律が義務づけている水準を大幅に上回る労働環境を整えていくための取り組みを行っていきます。

<sup>1</sup> 労働協約とは、会社と労働組合の間で結ぶ労働条件等に関する取り決めであり、法的な拘束力を有します。

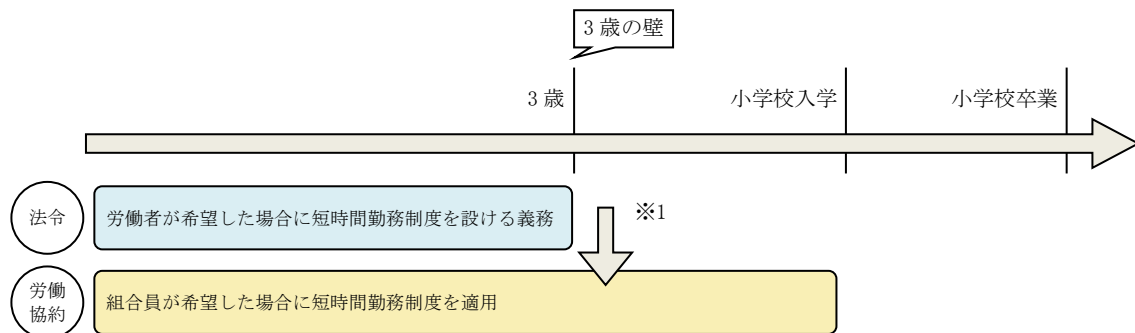
組合は、前述の各改善策がきちんと遵守されるように、従業員の声を会社に届けるとともに、会社と協議していきます。

会社と組合は、本労働協約の締結によって、昨年以來懸案となっていた就業環境をめぐる労使紛争について前向きな解決がなされたと考えます。（→労使紛争の争点となっていた問題とその解決内容については、資料3をご参照下さい。）

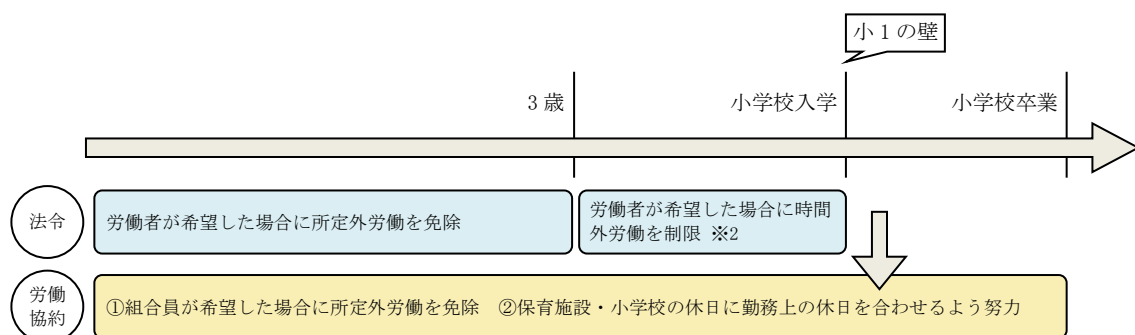
今後は、労務改善計画やママ・パパ安心労働協約を確実に履行していくことを通じて、たかの友梨ビューティクリニックが、お客様にとって安心して利用でき、従業員にとっても安心して働くことができる会社として、エステ業界のリーディングカンパニーの役割を果たせるよう努めていきます。

敬具

### 資料1. 法令における短時間勤務制度・時間外労働の制限の範囲とママ・パパ安心労働協約の比較



※1 法令では、3歳から小学校入学までは法令で短時間勤務制度を設けるよう努力義務が定められています。しかし、実際に導入している企業はごく一部にとどまっています。



※2 法令では、1か月24時間、1年間で150時間を超える時間外労働をさせてはならないと定めています。

参考: かながわ労働センター 『2014 労働手帳』 pp44～49

## 資料 2. ママ・パパ安心労働協約の詳細

### 第 1. 産休・育休にかかわる法令遵守の約束、社員への正確な情報提供の実施

会社は、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、労働基準法等に定められた、妊娠・出産・育児・介護等のために必要な措置（休業・業務軽減・時短勤務等）をとることを約束します。

会社は、全社員と今後新規に入社した社員に対し、妊娠・出産・育児・介護のために法律上配慮が定められている内容についての説明を行うことを約束します。

### 第 2. 「3歳の壁」と「小1の壁」の撤廃：子育てと仕事の両立を支援する制度の構築

会社は、子育て中の社員の労働時間の短縮を図る独自の制度を採用することにより、現行の法制度の課題でもある「3歳の壁」と「小1の壁」という子育て中の労働者の就業継続を妨げる壁を撤廃することを目指します。

#### (1) 小学校入学までの短時間勤務制度の導入（「3歳の壁」の撤廃）

会社は、組合員から申し出があった場合、子が小学校に入学するまでは短時間勤務制度を適用します。労働時間は、原則として組合員の希望に応じ、必要に応じて会社と組合は協議を行います。

#### (2) 小学校在学中の所定外労働の免除（「小1の壁」の撤廃）

会社は、組合員から申し出があった場合、小学校在学中の子を養育する組合員の所定外労働を免除します。

#### (3) 子育て中の組合員に関するシフト上の配慮

小学校在学中までの子を養育する組合員が、当該従業員の休日を保育施設や小学校の休日と同一の曜日とするシフト上の配慮を求めた場合、会社は、組合員の希望に沿えるよう努力し、必要に応じて会社と組合は協議を行います。

## 資料 3. 労使紛争の争点となっていた問題とその解決内容

労使紛争の内容	解決の内容
不当労働行為 (不当労働行為救済申立て)	当該組合員及び組合が納得する形で和解成立。 謝罪と名誉回復の措置を済ませている（～2014年2月4日）。
労働基準法への抵触 (労働基準監督署による指導)	会社が労務改善計画を作成し、組合と協力して改善を行っている（2014年9月25日～）。なお、労働基準監督署による指導は2015年1月15日をもって終了。
産休・育休の取得 (東京地方裁判所への提訴)	原告の組合員が納得する形で和解成立（2014年12月11日）。 ママ・パパ安心労働協約を締結し、法令遵守にくわえて、育児と仕事の両立支援において法令以上の水準を実現している。